

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム	
行政機関の名称	隠岐の島町役場	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課健康係・保健福祉課子育て世代包括支援係	
個人情報ファイルの利用目的	健康教育・相談結果及び予防接種履歴の管理	
記録項目	個人識別符号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、健康診断等の結果、保健指導・診療調剤情報、ワクチン名、接種日	
記録範囲	健（検）診受診者、予防接種の接種者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、健（検）診機関からの提供、住民基本台帳システムからの抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）隠岐の島町総務課行政係 （所在地）島根県隠岐郡隠岐の島町下西78-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	—	
行政機関非識別加工情報の概要	—	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども子育て支援システム	
行政機関の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課児童福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	子ども子育て給付認定、保育所入退所、保育料算定賦課に係る事務に利用するもの	
記録項目	1 氏名, 2 性別, 3 生年月日, 4 住所, 5 連絡先, 6 識別番号, 7 家族状況, 8 家族状況, 9 親族関係, 10 婚姻, 11 住居状況, 12 勤務先情報, 13 支援措置, 14 身体状況, 15 障害, 16 その他（障害手帳, 母子手帳）	
記録範囲	支給認定申請保護者, その保護者のこども及びこどもと同一世帯に属する者	
記録情報の収集方法	施設型給付・地域型給付認定申請書兼保育所等入所申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	隠岐の島町総務課行政係 (所在地) 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	—	
行政機関非識別加工情報の概要	—	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当システム	
行政機関の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課児童福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当法に基づく、児童手当の支給を審査のため利用するもの	
記録項目	1 氏名, 2 性別, 3 生年月日・年齢, 4 住所, 5 電話番号, 6 識別番号(個人番号), 7 口座番号, 8 家族状況, 9 婚姻, 10 職業・職種, 11 支援措置・保護, 12 加入年金, 13 所得状況 14 公的扶助・社会保障等	
記録範囲	児童手当支給対象児童及び算定児童及びその保護者	
記録情報の収集方法	本人からの請求, 届出, 児童手当法第28条, 児童手当法施行規則第11条に基づきシステム間連携によるデータの目的外利用, 番号法第9条第1項別表第1第56項に基づき情報連携等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	隠岐の島町総務課行政係 (所在地) 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	—	
行政機関非識別加工情報の概要	—	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル／物価高騰対応重点支援給付金ファイル	
行政機関の名称	保健福祉課（地域福祉係）	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課（地域福祉係）	
個人情報ファイルの利用目的	(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2)物価高騰対応重点支援給付金の支給事	
記録項目	氏名、住所、電話番号、課税情報、振込口座情報、支給金額	
記録範囲	給付（見込含む）対象者	
記録情報の収集方法	給付要綱に基づき、対象要件に該当すると思われる対象者を抽出する。抽出の為の情報は中間サーバ（C O K A S - R / A D II）、住民基本台帳ネットワークシステムにより取得し、物価高騰対策給付金システムに集約する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	保健福祉課（地域福祉係）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 隠岐の島町役場 保健福祉課 地域福祉係	
	(所在地) 〒685-8585 隠岐の島町下西78番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ■有 □無	■法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	－	
行政機関非識別加工情報の概要	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考	－	

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障がい福祉システム	
行政機関の名称	保健福祉課（地域福祉係）	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課（地域福祉係）	
個人情報ファイルの利用目的	障がいに係る資格情報、手帳情報、各種手当、医療費助成、口座等関連情報を障がい児・者支援業務で使用する為。	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、所得・収入、口座番号等、家族状況、手帳情報、医療費助成情報、手当受給者情報、障がい支援区分認定及び障がい福祉サービス支給に係る情報、障がい児支援支給決定に係る情報、給付実績、負担限度額認定に係る情報（申請者、配偶者情報、預貯金額、所得情報）、入所施設、送付先情報、公的扶助受給、個人識別符号	
記録範囲	障がい者手帳取得者、精神通院助成決定者、その他手当受給者等	
記録情報の収集方法	本人又は家族の申請・届出、住民基本台帳情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	島根県、国保連合会、隠岐広域事務組合、相談支援事業所、各障がい福祉サービス事業所、医療機関、福祉事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）隠岐の島町役場 保健福祉課 地域福祉係	
	（所在地）〒685-8585 隠岐の島町下西78番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第2条第6項第1号 （電算処理ファイル）	■法第2条第6項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	令第12条に該当するファイル ■有 ☐ 無	
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	－	
行政機関非識別加工情報の概要	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険システム	
行政機関の名称	保健福祉課（高齢者福祉係）	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課（高齢者福祉係）	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険に係る資格情報、保険料納付情報、要介護認定情報、受給者情報、給付実績情報、口座等関連情報を業務で使用する為。	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、所得・収入、口座番号等、家族状況、要介護認定に係る情報（申請者、主治医意見書作成先、担当ケアマネ又は認定調査員名）、保険料、納付状況、給付実績、負担限度額認定に係る情報（申請者、配偶者情報、預貯金額、所得情報）、入所施設、送付先情報、公的扶助受給、個人識別符号	
記録範囲	第1号被保険者、第2号被保険者で要介護認定を受けている者、要介護・要支援認定者、介護サービス受給者、生活保護受給者、第1号被保険者の同居家族、送付先に指定された家族・親族、住所地特例該当者	
記録情報の収集方法	隠岐広域連合規約を根拠とした、本人又は家族の申請・届出、要介護認定調査、住民基本台帳情報、国保連・介護サービス事業所・福祉事務所からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	島根県、国保連合会、隠岐広域事務組合、各居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、各介護サービス事業所、医療機関、福祉事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 隠岐の島町役場 保健福祉課 高齢者福祉係	
	（所在地） 〒685-8585 隠岐の島町下西78番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第2条第6項第1号（電算処理ファイル） 令第12条に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第2条第6項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	－	
行政機関非識別加工情報の概要	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備 考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	配食サービス利用者台帳	
行政機関の名称	保健福祉課（高齢者福祉係）	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課（高齢者福祉係）	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者配食サービス事業に係る業務 連絡体制の確認と利用者の急変時の対応 配食サービス利用者の利用状況の確認	
記録項目	1.申請番号 2,介護保険被保険者番号 3,利用者氏名 4,生年月日 5,電話番号 6,配食サービス利用者の家族等緊急連絡先	
記録範囲	介護保険法による第1号被保険者、第2号被保険者で要介護認定を受けている者、介護予防・日常生活支援総合事業による事業対象者と認定された者、その家族・親族等。	
記録情報の収集方法	配食サービス利用申請書、配食サービス利用調査書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	配食サービス事業所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）隠岐の島町役場 保健福祉課 高齢者福祉係	
	（所在地）〒685-8585 隠岐の島町下西78番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
行政機関非識別加工情報の概要		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		